

○クリーニング業法施行細則

平成二年三月三十日

山口県規則第十一号

クリーニング業法施行細則をここに公布する。

クリーニング業法施行細則

クリーニング業法施行細則（昭和四十一年山口県規則第五十六号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 この規則は、クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号。以下「法」という。）の施行について、クリーニング業法施行令（昭和二十八年政令第二百三十三号）、クリーニング業法施行規則（昭和二十五年厚生省令第三十五号。以下「省令」という。）及びクリーニング所において講ずべき必要な措置を定める条例（平成十四年山口県条例第五十一号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（平一四規則八九・一部改正）

（クリーニング所の開設の届出）

第二条 省令第一条の三第一項の届出書は、クリーニング所開設届（別記第一号様式）によらなければならない。

2 前項の届出書には、省令第二条の書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、省令第一条の三第一項ただし書（同項第四号に係る部分に限る。）の規定の適用を受けるときは、第一号及び第二号に掲げる書類の添付を省略することができる。

一 クリーニング所の構造及び設備の概要を示した平面図

二 クリーニング所の付近の見取図

三 法人にあつては、登記事項証明書

（平八規則一〇三・平一六規則七〇・平一七規則六六・令三規則六・一部改正）

（無店舗取次店の営業の届出）

第二条の二 省令第一条の三第二項の届出書は、無店舗取次店営業届（別記第一号様式の二）によらなければならない。

2 前項の届出書には、省令第二条の書類のほか、前条第二項第三号に掲げる書類を添付しなければならない。

（平一六規則七〇・追加）

（クリーニング所の開設又は無店舗取次店の営業の届出事項の変更の届出）

第三条 法第五条第三項の規定によるクリーニング所の開設又は無店舗取次店の営業の届

出事項の変更の届出をしようとする者は、クリーニング所開設届出事項変更届（別記第二号様式）又は無店舗取次店営業届出事項変更届（別記第二号様式）をクリーニング所の所在地又は無店舗取次店の営業をしようとする区域を管轄する保健所の長（以下「所轄保健所長」という。）に提出しなければならない。

（平一六規則七〇・一部改正）

（クリーニング所又は無店舗取次店の営業の廃止の届出）

第四条 法第五条第三項の規定によるクリーニング所又は無店舗取次店の営業の廃止の届出をしようとする者は、クリーニング所廃止届（別記第三号様式）又は無店舗取次店営業廃止届（別記第三号様式）に、クリーニング所の廃止の届出にあつてはクリーニング所開設確認済証を添えて所轄保健所長に提出しなければならない。

（平一六規則七〇・一部改正）

（営業者の地位の承継の届出）

第四条の二 省令第二条の二第一項、省令第二条の三第一項又は省令第二条の四第一項の届出書は、営業者地位承継届（別記第三号様式の二）によらなければならない。

（平八規則一〇三・追加、平一三規則四一・一部改正）

（免許の申請）

第五条 省令第四条の申請書は、クリーニング師免許申請書（別記第四号様式）によらなければならない。

（免許証の再交付の申請）

第六条 省令第六条第一項の規定による申請をしようとする者は、クリーニング師免許証再交付申請書（別記第五号様式）を知事に提出しなければならない。

（免許証の提出）

第七条 省令第六条第二項の規定によるクリーニング師免許証の提出は、クリーニング師免許証提出書（別記第六号様式）に当該クリーニング師免許証を添えてしなければならない。

（免許証の訂正の申請）

第八条 省令第八条の規定による申請をしようとする者は、クリーニング師免許証訂正申請書（別記第七号様式）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

一 クリーニング師免許証

二 戸籍の謄本又は抄本（日本の国籍を有しない者については、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等を記載した住民票の写し）

（平四規則四五・平二四規則四五・一部改正）

(免許証の返納)

第九条 省令第九条又は第十条第二項の規定によるクリーニング師免許証の返納は、クリーニング師免許証返納書(別記第八号様式)に当該クリーニング師免許証を添えてしなければならない。

(登録の抹消の申請)

第十条 省令第十条第一項の規定による申請をしようとする者は、クリーニング師登録抹消申請書(別記第九号様式)を知事に提出しなければならない。

(研修又は講習の修了の届出)

第十一条 営業者は、そのクリーニング所の業務に従事するクリーニング師が法第八条の二第一項に規定する研修を修了したときは、速やかに、クリーニング師研修修了届(別記第十号様式)を所轄保健所長に提出しなければならない。

2 営業者は、その業務に従事する者が法第八条の三に規定する講習を修了したときは、速やかに、業務従事者講習修了届(別記第十号様式)を所轄保健所長に提出しなければならない。

(平一二規則三七・全改、平一六規則七〇・一部改正)

(試験の公告)

第十二条 知事は、法第七条第一項のクリーニング師試験(以下「試験」という。)を行おうとするときは、その期日及び場所、受験願書の受付期間その他試験の実施について必要な事項をあらかじめ山口県報により公告する。

(受験の手続)

第十三条 省令第三条の受験願書は、クリーニング師試験受験願書(別記第十一号様式)によらなければならない。

2 前項の受験願書には、省令第三条各号に掲げる書類のほか、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十七条に規定する者であることを証する書類を添付しなければならない。

3 知事は、第一項の受験願書を受理したときは、当該受験者に受験票を交付するものとする。

(平四規則四五・平一九規則一〇五・一部改正)

(試験委員)

第十四条 知事は、試験の実施に関する事務を行わせるため、クリーニング師試験委員を置く。

- 2 クリーニング師試験委員は、試験の実施の都度、クリーニング師及び県の職員のうちから知事が任命する。

第十五条 削除

(平一四規則八九)

(クリーニング所開設確認済証)

- 第十六条 所轄保健所長は、法第五条の二の規定によるクリーニング所の構造設備についての検査及び確認をしたときは、クリーニング所開設確認済証を法第五条第一項の規定による開設の届出をした者に交付しなければならない。

(書類の経由)

- 第十七条 第五条から第十条まで及び第十三条第一項に規定する書類(県外に住所地がある者に係るものを除く。)は、当該書類を提出する者の住所地を管轄する保健所の長(当該住所地が下関市、萩市又は山陽小野田市の区域内にある場合にあっては、それぞれ下関市長、萩市長又は山陽小野田市長)を経由して提出しなければならない。

(平二〇規則四一・一部改正)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第十五条第十一号及び第十二号の規定は、平成二年十月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前のクリーニング業法施行細則の規定により提出されている書類は、改正後のクリーニング業法施行細則の相当規定により提出されたものとみなす。

(山口県事務委任規則の一部改正)

- 3 山口県事務委任規則(昭和四十四年山口県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則 (平成四年規則第四五号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成六年規則第一〇八号)

この規則は、平成七年一月一日から施行する。

附 則 (平成八年規則第六八号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成八年規則第一〇三号）

この規則は、平成八年十二月二十六日から施行する。

附 則（平成一〇年規則第四六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一二年規則第三七号）

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成一三年規則第四一号）

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成一四年規則第六四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一四年規則第八九号）

この規則は、平成十五年一月一日から施行する。

附 則（平成一六年規則第七〇号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一七年規則第六六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一九年規則第一〇五号）

この規則は、平成十九年十二月二十六日から施行する。

附 則（平成二〇年規則第四一号）

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則（平成二四年規則第四五号）

この規則は、平成二十四年七月九日から施行する。

附 則（平成三〇年規則第五八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年規則第二号）

この規則は、令和元年七月一日から施行する。

附 則（令和二年規則第一四号）

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

附 則（令和三年規則第六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年規則第三六号）

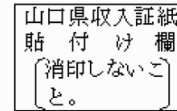
この規則は、令和三年四月一日から施行する。

別記第1号様式(その1)(第2条関係)

(表)

〔洗濯物の受取及び引渡しのみを行うクリーニング所以外のクリーニング所を開設する場合〕

クリーニング所開設届



年 月 日

保健所長 様

郵便番号
届出者 住 所
氏 名
(電話 局 番)

下記のとおりクリーニング所を開設するので、クリーニング業法第5条第1項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

ク リ ー ニ ン グ 所	名 称							
	所 在 地							
	開 設 予 定 年 月 日		年 月 日					
	構 造	種 別		造 階建				
		延 べ 面 積		m ²				
		洗 い 場	面 積		m ²			
			床	材 質	不浸透性・浸透性			
				こ う 配	有・無	排 水 溝	有・無	
			排 水 先		下水道・その他()			
			内 壁	材 質	不浸透性・浸透性			
腰 張 り		有・無		腰 張 り の 高 さ	m			
腰 張 り の 材 質		不浸透性・浸透性						

	受渡場	面積				m ²
		床の材質	不浸透性・浸透性			
	仕上場	面積				m ²
		床の材質	非耐水・耐水			
	乾燥場	面積				m ²
	区分整理場	面積				m ²
天井	防 ^{じん} 塵構造	有・無				
(裏)						
設備	洗濯機	水洗				台
		ドライ	使用溶剤			
			台数	台	台	台
		排液処理装置	有・無	有・無	有・無	
	脱水機	遠心分離式	台	熱風式	台	
	ボイラー等	作業用	基	仕上用	基	
	アイロン	電気	台	蒸気	台	
		ガス	台	/		
	プレス機	ワイシャツ用	台	ズボン用	台	
		その他	台	/		
	消毒設備		有()・無			
	溶剤等保管設備		有()・無			
	洗濯物保管設備	未処理用	個	処理済用	個	
	洗濯物集配容器	未処理用	個	処理済用	個	
	受渡場の手洗設備		有・無			
洗濯物集配設備	自動車	台	バイク	台		
	自転車	台	/			
営業者 (管理人)	区分	氏名	本籍地	生年月日	住所	
	営業者			年月日		
	管理人			年月日		

	登録番号	氏名	本籍地	生年月日	住所
クリーニング師	第 号			年 月 日	
	第 号			年 月 日	
	第 号			年 月 日	
	第 号			年 月 日	
従事者数	人				
クリーニング業法第3条第3項第5号に規定する洗濯物の取扱い	有 ・ 無				
クリーニング業法施行規則第1条の3第1項ただし書の規定の適用を受けるときは、営業の譲渡人の署名					

添付書類

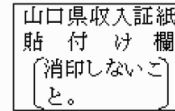
- 1 クリーニング所の構造及び設備の概要を示した平面図
 - 2 クリーニング所の付近の見取図
 - 3 届出者が他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいる場合にあつては、次に掲げる事項を記載した書類
 - (1) クリーニング所又は無店舗取次店の名称
 - (2) クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用の車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号
 - (3) 従事者数
 - (4) 従事者中にクリーニング師のある場合は、その氏名
 - 4 法人にあつては、登記事項証明書
- 注 1 届出者及び営業者の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。
- 2 「クリーニング業法施行規則第1条の3第1項ただし書の規定の適用を受けるときは、営業の譲渡人の署名」欄は、営業を譲り受けたことを証する書類を添付したときは、署名することを要しないこと。
- 備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第1号様式(その2) (第2条関係)

(表)

洗濯物の受取及び引渡しのみを行うクリーニング所を開設する場合

クリーニング所開設届



年 月 日

保健所長 様

郵便番号
届出者 住 所
氏 名
(電話 局 番)

下記のとおりクリーニング所を開設するので、クリーニング業法第5条第1項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

ク リ ー ニ ン グ 所	名 称			
	所 在 地			
	開 設 予 定 年 月 日		年 月 日	
	構 造	種 別		造 階 建
		延 べ 面 積		m ²
		受 渡 場	面 積	m ²
			床 の 材 質	不浸透性・浸透性
		区 分 整 理 場	面 積	m ²
		天 井	防 塵 構 造	有 ・ 無
	設 備	洗 濯 物 保 管 設 備	未 処 理 用	個
			処 理 済 用	個
		洗 濯 物 集 配 容 器	未 処 理 用	個
			処 理 済 用	個
		受 渡 場 の 手 洗 設 備		有 ・ 無

(裏)

	洗濯物 集配設備	自動車	台			
		バイク	台			
		自転車	台			
営業者 (管理人)	区分	氏名	本籍地	生年月日	住所	
	営業者			年 月 日		
	管理人			年 月 日		
従事者数		人				
クリーニング業法第3条第3項第5号に 規定する洗濯物の取扱い		有 ・ 無				
クリーニング業法施行規則第1条の3 第1項ただし書の規定の適用を受ける ときは、営業の譲渡人の署名						

添付書類

- 1 クリーニング所の構造及び設備の概要を示した平面図
 - 2 クリーニング所の付近の見取図
 - 3 届出者が他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいる場合にあっては、次に掲げる事項を記載した書類
 - (1) クリーニング所又は無店舗取次店の名称
 - (2) クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用の車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号
 - (3) 従事者数
 - (4) 従事者中にクリーニング師のある場合は、その氏名
 - 4 法人にあっては、登記事項証明書
- 注 1 届出者及び営業者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。
- 2 「クリーニング業法施行規則第1条の3第1項ただし書の規定の適用を受けるときは、営業の譲渡人の署名」欄は、営業を譲り受けたことを証する書類を添付したときは、署名することを要しないこと。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第1号様式の2(第2条の2関係)

無 店 舗 取 次 店 営 業 届

年 月 日

保健所長 様

郵便番号
届出者 住 所
氏 名
(電話 局 番)

下記のとおりクリーニング所を開設しないで洗濯物の受取及び引渡しをすることを営業
としたいので、クリーニング業法第5条第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

無店舗取次店の名称					
業務用 の車両	自動車登録番号 又は車両番号				
	保管場所				
営業方法					
営業区域					
営業開始予定年月日					
年 月 日					
業務用の車両の構造の概要					
営業者	氏 名	本籍地	生 年 月 日	住 所	
			年 月 日		
クリー ニング 師	氏 名	本籍地	生 年 月 日	住 所	登録番号
			年 月 日		第 号
			年 月 日		第 号
従事者数		人			
クリーニング業法第3条第3項第5号に規定する洗濯物の取扱い				有 ・ 無	
クリーニング業法施行規則第1条の3第2項ただし書の規定の適用を受けるときは、営業の譲渡人の署名					

添付書類

- 届出者が他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいる場合にあっては、次に掲げる事項を記載した書類
 - クリーニング所又は無店舗取次店の名称
 - クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用の車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号
 - 従事者数
 - 従事者中にクリーニング師のある場合は、その氏名
- 法人にあっては、登記事項証明書

注 1 届出者及び営業者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。
2 「クリーニング業法施行規則第1条の3第2項ただし書の規定の適用を受けるときは、営業の譲渡人の署名」欄は、営業を譲り受けたことを証する書類を添付したときは、署名することを要しないこと。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第2号様式(第3条関係)

クリーニング所開設
無店舗取次店営業 届出事項変更届

年 月 日

保健所長 様

郵便番号
届出者 住 所
氏 名
(電話 局 番)

下記のとおり クリーニング所の開設
無店舗取次店の営業 の届出事項に変更を生じたので、クリーニング業
法第5条第3項の規定により届け出ます。

記

クリーニング所又 は無店舗 取次店	開設確認年月日 又は届出年月日	年 月 日
	名 称	
	所在地又は業務 用の車両の自動 車登録番号若し くは車両番号	
変 更 事 項		
変 更 の 内 容	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 年 月 日		年 月 日

注 届出者の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第3号様式(第4条関係)

クリーニング所 廃止届
無店舗取次店営業

年 月 日

保健所長 様

郵便番号
届出者 住 所
氏 名
(電話 局 番)

下記のとおり クリーニング所 無店舗取次店の営業を廃止したので、クリーニング業法第5条第3項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

クリーニング所又は無店舗取次店	開設確認年月日 又は届出年月日	年 月 日
	名 称	
	所在地又は業務用の車両の自動車登録番号若しくは車両番号	
廃 止 年 月 日		年 月 日
廃 止 の 理 由		

添付書類

クリーニング所を廃止した場合にあっては、クリーニング所開設確認済証

注 届出者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第3号様式の2(第4条の2関係)

営業者地位承継届

年 月 日

保健所長 様

届出者 郵便番号
住 所
氏 名
生年月日 年 月 日生
(電話 局 番)

相続
下記のとおり 合併 により営業者の地位を承継したので、クリーニング業法第5条
分割
の3第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

クリーニング所又は無店舗取次店	名 称	
	所在地又は業務用の車両の自動車登録番号若しくは車両番号	
相 被相続人	住 所	
	氏 名	
続 被相続人との続柄		
合併により消滅した法人又は分割前の法人	主たる事務所の所在地	
	名 称	
	代表者の氏 名	
相続開始、合併又は分割の年月日		年 月 日

添付書類

- 1 相続による承継にあつては戸籍謄本又は法定相続情報一覧図の写し、法人の合併又は分割による承継にあつては合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により営業を承継した法人の登記事項証明書
- 2 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書
- 3 届出者が他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいる場合にあつては、次に掲げる事項を記載した書類
 - (1) クリーニング所又は無店舗取次店の名称
 - (2) クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用の車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号
 - (3) 従事者数
 - (4) 従事者中にクリーニング師のある場合は、その氏名

注 届出者の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第4号様式(第5条関係)

クリーニング師免許申請書

年 月 日

山口県知事 様

本籍地
都道府県
郵便番号
申請者 住所
ふりがな
氏名
年 月 日生
(電話 局 番)

クリーニング師の免許を受けたいので、クリーニング業法施行規則第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

旧姓又は通称名併記の希望の有無	1 有(旧姓又は通称名：) 2 無
-----------------	--------------------

山口県収入証紙貼付け欄 (消印しないこと。)

添付書類

- 1 戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し(住民基本台帳法第7条第5号に掲げる事項(日本の国籍を有しない者については、同法第30条の45に規定する国籍等)を記載したものに限り。)(クリーニング師試験受験願書(別記第11号様式)を提出した後に氏名を変更した日本の国籍を有する者にあつては、戸籍の謄本又は抄本に限る。)
- 2 業務を行おうとする場所を記載した書類

注 「旧姓又は通称名併記の希望の有無」欄は、該当するものの番号を○で囲むこと。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第5号様式(第6条関係)

クリーニング師免許証再交付申請書

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号
申請者 住 所
氏 名
(電話 局 番)

下記のとおりクリーニング師免許証の再交付を受けたいので、クリーニング業法施行規則第6条第1項の規定により申請します。

記

登録年月日及び登録番号	年 月 日 第 号
再交付を受けようとする理由	1 破損 2 汚損 3 紛失
破損、汚損又は紛失の年月日	年 月 日
旧姓又は通称名併記の希望の有無	1 有(旧姓又は通称名：) 2 無

山口県収入証紙貼付け欄
(消印しないこと。)

添付書類

クリーニング師免許証を破損し、又は汚損した場合にあっては、そのクリーニング師免許証

注 「再交付を受けようとする理由」欄及び「旧姓又は通称名併記の希望の有無」欄は、該当するものの番号を○で囲むこと。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第6号様式(第7条関係)

クリーニング師免許証提出書

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号
提出者 住 所
氏 名
(電話 局 番)

下記のとおりクリーニング業法施行規則第6条第2項の規定によりクリーニング師免許証を提出します。

記

登録年月日及び登録番号	年 月 日 第 号
紛失した免許証を発見した年月日	年 月 日

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第7号様式(第8条関係)

クリーニング師免許証訂正申請書

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号
申請者 住 所
氏 名
(電話 局 番)

下記のとおりクリーニング師免許証の訂正を受けたいので、クリーニング業法施行規則第8条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

登録年月日及び登録番号	年 月 日 第 号
変 更 事 項	1 本籍地都道府県 2 氏名
変更の内容	変 更 前
	変 更 後
変 更 年 月 日	年 月 日
旧姓又は通称名併記の希望の有無	1 有(旧姓又は通称名：) 2 無

山口県収入証紙貼付け欄
(消印しないこと。)

添付書類

- 1 クリーニング師免許証
- 2 戸籍の謄本又は抄本(日本の国籍を有しない者については、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載した住民票の写し)

注 「変更事項」欄及び「旧姓又は通称名併記の希望の有無」欄は、該当するものの番号を○で囲むこと。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第8号様式(その1)(第9条関係)

(免許の取消処分を受けた場合)

クリーニング師免許証返納書

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号
返納者 住 所
氏 名
(電話 局 番)

下記のとおりクリーニング業法施行規則第9条の規定によりクリーニング師免許証を返納します。

記

登録年月日及び登録番号		年 月 日 第 号
取消処分	処分をした者	知事
	年 月 日	年 月 日

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第8号様式(その2)(第9条関係)

〔クリーニング師が死亡し、又
は失踪の宣告を受けた場合〕

クリーニング師免許証返納書

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号
返納者 住 所
続 柄
氏 名
(電話 局 番)

下記のとおりクリーニング業法施行規則第10条第2項の規定によりクリーニング師免許証を返納します。

記

登録年月日及び登録番号	年 月 日 第 号
クリーニング師の氏名	
返 納 の 理 由	1 死亡した。 2 失踪の宣告を受けた。
死亡し、又は失踪の宣告を受けた年月日	年 月 日

注 1 返納者の続柄は、返納者と死亡し、又は失踪の宣告を受けたクリーニング師との続柄又は関係を記入すること。

2 「返納の理由」欄は、該当するものの番号を○で囲むこと。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第9号様式(第10条関係)

クリーニング師登録抹消申請書

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号
申請者 住 所
氏 名
(電話 局 番)

下記のとおりクリーニング師の登録の抹消を受けたいので、クリーニング業法施行規則第10条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

登録年月日及び登録番号	年 月 日 第 号
抹 消 の 理 由	

添付書類

クリーニング師免許証

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第10号様式(第11条関係)

クリーニング師研修
業務従事者講習 修了届

年 月 日

保健所長 様

郵便番号
届出者 住 所
氏 名
(電話 局 番)

下記のとおり従業者が クリーニング師研修
業務従事者講習 を修了したので、クリーニング業法
施行細則第11条 第1項 第2項 の規定により届け出ます。

記

クリーニング所又は無店舗取次店	開設確認年月日 又は届出年月日	年 月 日		
	名 称			
	所在地又は業務用の車両の自動車登録番号若しくは車両番号			
研修又は講習	開 催 年 月 日	年 月 日		
	開 催 場 所			
修 了 者	氏 名	住 所	修了証書番号	
			第 号	
			第 号	
			第 号	
			第 号	

注 届出者の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第11号様式(第13条関係)

クリーニング師試験受験願書

年 月 日

山口県知事 様

受験者 郵便番号
住 所
ふりがな
氏 名
年 月 日生
(電話 局 番)

年のクリーニング師試験を受けたいのでクリーニング業法施行規則第3条の規定により、関係書類を添えてお願いします。

山口県収入証紙貼付け欄
(消印しないこと。)

添付書類

- 1 履歴書
- 2 写真(縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルとし、出願前6月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のもので、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したものとする。)
- 3 学校教育法第57条に規定する者であることを証する書類

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

別記第1号様式(その1)(第2条関係)

(平6規則108・全改、平10規則46・平13規則41・平16規則70・平17規則66・令元規則2・令3規則6・一部改正)

第1号様式(その2)(第2条関係)

(平6規則108・平10規則46・平13規則41・平16規則70・平17規則66・令元規則2・令3規則6・一部改正)

第1号様式の2(第2条の2関係)

(平16規則70・追加、平17規則66・令元規則2・令3規則6・一部改正)

第2号様式(第3条関係)

(平6規則108・平10規則46・平16規則70・令元規則2・一部改正)

第3号様式(第4条関係)

(平6規則108・平10規則46・平16規則70・令元規則2・一部改正)

第3号様式の2(第4条の2関係)

(平8規則103・追加、平10規則46・平13規則41・平16規則70・平17規則66・令元規則2・令3規則6・一部改正)

第4号様式(第5条関係)

(平6規則108・平10規則46・平13規則41・平24規則45・平30規則58・令元規則2・令3規則6・令3規則36・一部改正)

第5号様式(第6条関係)

(平6規則108・平10規則46・平13規則41・令元規則2・令3規則6・令3規則36・一部改正)

第6号様式(第7条関係)

(平6規則108・平10規則46・令元規則2・一部改正)

第7号様式(第8条関係)

(平6規則108・平10規則46・平24規則45・令元規則2・令3規則36・一部改正)

第8号様式(その1)(第9条関係)

(平6規則108・平10規則46・令元規則2・一部改正)

第8号様式(その2)(第9条関係)

(平6規則108・平10規則46・平14規則64・令元規則2・一部改正)

第9号様式(第10条関係)

(平6規則108・平10規則46・令元規則2・一部改正)

第10号様式（第11条関係）

（平6規則108・平10規則46・平12規則37・平13規則41・平16規則70・令元規則
2・一部改正）

第11号様式（第13条関係）

（平4規則45・平6規則108・平8規則68・平10規則46・平14規則64・平19規則
105・令元規則2・令2規則14・一部改正）